

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

株式会社アドウェイズ

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト <http://www.adways.net>

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- イ. 当社は、良き企業市民及び社会に有益な企業となるべく「経営理念」「企業行動憲章」「行動指針」を掲げることにより、コンプライアンスを経営の根幹とし法令遵守及び社会理念の遵守を常に意識する。
- ロ. 当社は代表取締役が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、率先垂範して法令・諸規則の遵守と啓発・教育等の促進を行い、全役社員に周知徹底を図ることとする。また、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス規程に基づいてこれらを具体的に推進・実践していくための実務を行うとともに、内部統制ユニットにおいて内部統制システムの継続的推進・整備等、運用全般を行うものとする。
- ハ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を1名以上、継続的に選任することにより、客観的視点での経営アドバイスとチェックを受けるとともに、取締役会の取締役に対する職務執行の監督機能の維持・向上に努める。
- ニ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の職務を執行するとともに、その状況を取締役に報告する。
- ホ. 取締役会は、経営会議を設置し、取締役会で決議された最高方針に基づく経営の基本計画及び、業務執行に関する重要案件等を検討し実行する。また、あらかじめ経営会議で審議・決議された議案のうち取締役会規程で定める事項については議長である代表取締役が取締役に付議する。
- ヘ. 代表取締役は、計算書類を監査役会及び会計監査人に提出して監査を受ける。また、必要の都度、取締役会において業務執行の状況を取締役に報告するとともに、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会及び監査役会に報告し、速やかに対処するものとする。

- ト. 当社は株主総会において社外取締役を選任し、客観的視点での経営アドバイスとチェックを受ける。
- チ. 取締役会の意思決定と監督機能の強化を図るため執行役員制度を採用し、重要な使用人として取締役会の決議をもってこれを任命し、執行役員は取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたりるとともに、必要に応じてその状況を取締役に報告する。
- リ. 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を株主総会において選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
- ヌ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、コンプライアンス室及び会計監査人と連携し、また、リスクマネジメント委員会における報告事項等を参考に、監査役会規程に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ル. 当社は、内部通報制度等により得た社内のコンプライアンス上の重大な問題に対して、取締役会、リスクマネジメント委員会等において関係規程等に基づき緊急かつ厳正に対処するとともに、通報の対象者が取締役である場合においては、監査役会も併せて関与することにより同様に緊急かつ厳正に対処するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- イ. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、同関連資料、取締役が主催するその他重要な会議の議事の経過の記録、取締役を決定者とする決定書類、計算書類、その他職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、重要度に応じて保管期間等に留意し、適切に保存し、管理する。
- ロ. 前号のほか、コーポレートリレーショングループにおいて、情報管理規程、個人情報保護規程、ソフトウェア管理規程、インサイダー取引防止規程等に基づき、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等、改善を図り、その改正に際しては事前に、リスクマネジメント委員会又はコンプライアンス室に相談、報告、付議等を行い、確認又は了承を得るものとする。

- ハ. 前各号に関して必要時に応じてリスクマネジメント委員会を開催し、付議事項等に関して厳格に調査・確認し、問題がある場合は速やかに是正措置及び処分案を決議して対処するとともに、状況に応じて取締役会に付議して処分等を決議し、関係機関はそれを実行するものとする。
- ニ. 前各号の効率化のため、業務システムの合理化やIT化を推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ. 当社は、損失の危機管理対策として、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、企業防衛全体の仕組みを構築し、リスクマネジメント規程に定めたあらゆるリスクに関して日々、定期的にチェックを行うとともに、万全の体制を整え、厳格に運営・管理する。
- ロ. 前号に基づき、リスクマネジメント委員会は必要に応じて取締役会及び監査役に報告しなければならない。
- ハ. 当該基本方針及び、関連規程に基づき報告を受けた取締役会又はリスクマネジメント委員会は、速やかに対応策、改善策、損失を最小限とする対策及び再発防止策等を講じるものとする。
- ニ. 上記、イ及びロに基づき、コーポレートリレーショナルグループはコンプライアンス室と連携し、情報管理規程、個人情報保護規程、ソフトウェア管理規程をはじめ、各種社内規程に基づき、各部署における日常的なリスク管理を厳格に行わなければならない。
- ホ. コンプライアンス室は、監査役の協力を得て各部署のリスク管理の状況を監査し、法令違反等の問題点を発見したときは、直ちにリスクマネジメント委員会に報告して対処し、状況に応じて取締役会、監査役会において速やかに対処する。
- ヘ. 経営に重大な影響を及ぼす事態・状況又はその虞のある事態・状況を発見した者は、内部通報規程に基づき、直ちに定められた手順により報告する義務を持つ。これを受けて、取締役会、監査役会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室等は所定の手続により速やかに対応しなければならない。

ト. 適宜開示を果たすため、コーポレートリレーショングループは、代表取締役に対し直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程や体制を整備する。また、必要に応じて事前等にリスクマネジメント委員会に相談するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- イ. 取締役会は、毎月1回定時開催されるほか、必要に応じて適宜開催され、迅速かつ適法な決議が可能な体制を執る。
- ロ. 取締役会における重要な決議及び報告は、取締役会規程に基づいて実施される。
- ハ. 経営会議は、定期的に行われ、取締役会に付議する事項等の検討等を行い、また、取締役会の決議を受けて具体的で詳細な対応を検討し具現する等、機動的で迅速な対応をとるものとする。
- ニ. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等に基づいて、取締役の決裁権限と責任を明確にし、これらに基づき、取締役は職務の執行を行うとともに、各担当部門が実施すべき具体的な施策及び職務権限の分配を含めた効率的な業務の執行体制を決定し、又は改善する。
- ホ. 取締役は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図り、目標達成のための効率的な計画の実施を指揮する。
- ヘ. 取締役は、執行役員規程に基づき、執行役員に職務の執行を行わせ、執行状況を管理・監督する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- イ. コンプライアンス室はコンプライアンス規程に基づき、使用人に対してコンプライアンスに関する定期的な研修を実施し、コンプライアンス遵守の精神を醸成するとともに、関連法規の改正や社内外における事故・不祥事の発生など学習すべきケースについても、速やかに必要事項を周知徹底する。
- ロ. 使用人は、内部通報規程により、経営に重大な影響を及ぼす事態・状況又はその恐れのある事態・状況を発見したときは、直ちに定められた手順により報告する義務を持ち、これを受けて、取締役会、監査役会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室等は所定の手続により速やかに対応しなければならない。

ハ．コンプライアンス室は、監査役及び会計監査人との連携・協力を得て、各部門の業務プロセス監査を充実させ、厳格な監査と、問題ある場合はその改善に努めなければならない。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

イ．リスクマネジメント委員会はコンプライアンス室等の関係者から適宜報告を受けて問題が発生していないことを確認し、また、対策の必要がある場合は速やかに対処するものとする。

ロ．当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を指導・監督し、損失の発生を危険を把握し、未然の対処に努めるとともに、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。

ハ．当社取締役会及び子会社の代表取締役は、各社におけるコンプライアンス及びリスク管理について権限と責任を有するものとし、コンプライアンス及びリスク管理状況について、随時、当社の取締役会、監査役に報告するものとする。

ニ．定期的又は状況に応じて、取締役、監査役、コンプライアンス室及びコーポレートリレーショングループは子会社の視察、指導、監査等を実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役はその人数、要件、期間等を勘案し、コンプライアンス室の室員にその任をあてるものとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

イ．前号において選任された使用人は、監査役の指揮・監督のもと、監査役の監査業務を補佐する。

ロ．選任された当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等については監査役の事前同意を得るものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- イ. 監査役は取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に出席できるほか、業務執行に係る文書類を閲覧し、取締役又は使用人に説明を求めることができる。また、経営会議において取締役会に先立って審議等を行う内容について、必要に応じて事前に監査役会に相談することができる。
- ロ. 取締役及び使用人は、会社の業務に違法又は著しく不当な事実を認めたとときや会社に著しい損害又は重大な事故等を招く恐れがある事実を認めるときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ハ. 内部通報制度において、取締役自身に関する告発があった場合は、窓口であるコンプライアンス室長は常勤監査役に報告し、以後、監査役会が状況に応じてリスクマネジメント委員会と連携して調査、審議等を行い、その処分案を含めて取締役会に報告、付議して、解決を図るものとする。
- ニ. 財務・経理部門を担当するコーポレートリレーショングループと会計監査人が行う会議には、原則として毎回同席して、その内容を確認する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- イ. 監査役の半数以上は独立社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
- ロ. 監査役は代表取締役と定期的な意見交換を行う。
- ハ. 監査役はコンプライアンス室との緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるとともに、会計監査人を含めた「三様監査の連携強化」を推進するものとする。
- ニ. 監査役は独自に意見形成するため、また監査の実施に当たり、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他専門家を活用することができる。
- ホ. 取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ヘ. リスクマネジメント委員会にはその委員として出席し、問題の調査、解決に協力・支援する。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

20社
愛徳威軟件開発（上海）有限公司
愛徳威広告（上海）有限公司
株式会社おくりバント（旧（株）アドウェイズ・フナネット）
愛徳威信息科技有限公司（上海）有限公司
上海友付網絡科技有限公司
Adways Asia Holdings Limited
株式会社ラビオンソーシャル
ADWAYS TECHNOLOGY LIMITED
株式会社サムライ・アドウェイズ
株式会社アドウェイズ・ラボット
JS Adways Media Inc.
株式会社muamua games
株式会社Adways Frontier
Adways Interactive, Inc.
Adways Korea Inc.
株式会社アドウェイズ・スタジオ
株式会社サムライベイビー
亜堂科技（上海）有限公司
Bulbit株式会社
コパン株式会社

当連結会計年度において、新規設立に伴い、株式会社アドウェイズ・スタジオ、株式会社サムライベイビー、亜堂科技（上海）有限公司及びBulbit株式会社を追加しております。また、コパン株式会社の株式を新たに取得したため連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・主要な非連結子会社の名称

7社
株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ
Adways Philippines Inc
PT. ADWAYS INDONESIA
ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC
ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD.
Adways Labs(Thailand) Co., Ltd.

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用会社の名称 ライヴエイド株式会社
- ・持分法の適用の範囲の変更 当連結会計年度において、新たにライヴエイド株式会社の株式を取得したことにより関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結 7社
子会社及び関連会社の数
- ・主要な会社等の名称 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ
Adways Philippines Inc
PT. ADWAYS INDONESIA
ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC
ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD.
Adways Labs(Thailand) Co., Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛徳威軟件開発（上海）有限公司、愛徳威広告（上海）有限公司、愛徳威信息科技（上海）有限公司、上海友付網絡科技有限公司、Adways Asia Holdings Limited、ADWAYS TECHNOLOGY LIMITED、JS Adways Media Inc.、Adways Interactive, Inc.、Adways Korea Inc.及び亜堂科技（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、愛徳威軟件開発（上海）有限公司、愛徳威広告（上海）有限公司、愛徳威信息科技（上海）有限公司、上海友付網絡科技有限公司、Adways Asia Holdings Limited、ADWAYS TECHNOLOGY LIMITED、Adways Interactive, Inc.、JS Adways Media Inc.、Adways Korea Inc.及び亜堂科技（上海）有限公司については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。
移動平均法による原価法を採用しております。
- ・時価のないもの 当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分の損益のうち当社に帰属する持分相当額については、純額で取り込み、営業外損益に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

- ロ. たな卸資産
- ・商品及び製品
主として、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
 - ・仕掛品
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
 - ・原材料及び貯蔵品
先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。
- 主な耐用年数
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 2～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ロ. 無形固定資産
- 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づいております。
- ③ 繰延資産の処理方法
- 株式交付費、創立費及び開業費
支出時に全額費用としております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ⑤ のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。
- (5) 追加情報
- 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する当連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。
- この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は5,574千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	79,970株	40,642,530株	一株	40,722,500株

(注) 平成25年10月1日付で、普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。

発行済株式総数の増加は、株式分割による増加40,468,900株及び新株予約権の権利行使による増加173,630株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,018株	3,846,292株	3,854,310株	一株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、行使価額修正条項付き第9回新株予約権（第三者割当て）の権利行使により自己株式の処分を行ったことによる減少3,854,000株及び第3回新株予約権の権利行使により自己株式の処分を行った減少310株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 905,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、流動性を確保しながら、資金の内、運転資金を除く余剰資金に対して、事業会社本来の目的を逸脱しない範囲に限定し、原則として預貯金のみの運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

その他の金融商品取引（信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等）については、原則行わない方針ではありますが、今後の海外事業の拡大により、先物為替予約等をヘッジ目的で利用する可能性があります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上関係を有する企業の株式であります。主として非上場株式であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、定期的に発行企業の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,870,365	10,870,365	—
(2) 売掛金	4,983,692		
貸倒引当金	△111,983		
売掛金 (純額)	4,871,709	4,871,709	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,814	9,814	—
資産計	15,751,889	15,751,889	—
支払手形及び買掛金	4,638,321	4,638,321	—
負債計	4,638,321	4,638,321	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

- ・ 子会社株式及び関連会社株式89,895千円、子会社出資金194,123千円及び非上場株式342,050千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

- ・ 投資事業組合出資 (連結貸借対照表計上額169,370千円) については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 287円66銭
(2) 1株当たり当期純利益 14円45銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(1) 投資有価証券

子会社株式及び関連会社に対するもの 89,895千円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、該当事項はありません。

(3) 資産除去債務

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～10年と見積り、割引率は0.099%～1.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度末において、賃借建物の退去時に要する原状回復義務が免除されることが契約により明らかになったことから残高の一部を取り崩しております。

期首残高	41,428千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,500
時の経過による調整額	73
資産除去債務の履行による減少額	—
原状回復義務の免除による減少額	△19,751
為替換算差額	547
期末残高	<u>27,797</u>

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。
当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分の損益のうち当社に帰属する持分相当額については、純額で取り込み、営業外損益に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

② たな卸資産

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～15年

工具、器具及び備品 3～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は263,306千円であります。
 (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	606,955千円
② 長期金銭債権	100,003千円
③ 短期金銭債務	73,918千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	198,659千円
② 営業費用	683,628千円
③ 営業取引以外の取引高	5,690千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,018株	3,846,292株	3,854,310株	一株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、行使価額修正条項付き第9回新株予約権（第三者割当て）の権利行使により自己株式の処分を行ったことによる減少3,854,000株及び第3回新株予約権の権利行使により自己株式の処分を行った減少310株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	34,591千円
未払賃借料	3,730千円
減損損失	14,291千円
減価償却	72,589千円
貸倒引当金繰入	1,500千円
投資有価証券評価損	38,126千円
関係会社株式評価損	39,210千円
資産除去債務	8,922千円
その他	5,126千円
繰延税金資産小計	218,089千円
評価性引当額	△77,994千円
繰延税金資産合計	140,095千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△778千円
その他有価証券評価差額金	△14,986千円
繰延税金負債合計	△15,764千円
繰延税金資産の純額	124,330千円

- ※ 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する当事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,574千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ADWAYS TECHNOLOGY LIMITED	(所有) 直接 100.00%	資金の援助	資金の貸付(注)	500,000	その他(流動資産)	462,616
				利息の受取(注)	1,116		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ADWAYS TECHNOLOGY LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 265円44銭
(2) 1株当たり当期純利益 17円18銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～10年と見積り、割引率は0.099%～1.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度末において、賃借建物の退去時に要する原状回復義務が免除されることが契約により明らかになったことから残高の一部を取り崩しております。

期首残高	39,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,500
時の経過による調整額	73
資産除去債務の履行による減少額	—
原状回復義務の免除による減少額	△19,751
期末残高	25,036